

議 事 録 抄 本

令和 6 年 4 月

福崎町農業委員会

令和6年4月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 4月22日(月) 15:00～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸		9番 柳田 伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

事務局 薮内事務局長、吉田課長、塩見主査、豊國

【欠席者】 8番 植岡 洋子委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
9番 柳田 伸一郎	13番 大野 通利

【署名人】

7番 山口 金丸	9番 柳田 伸一郎
----------	-----------

<案件>

議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 3件

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 2件

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
(委員会受理) 2件

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について(改

正附則第5条第1項による経過措置)

(利用権の設定) 55件

議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について	1件
報告第1号	公共事業の施行に伴う一時転用届出について	2件
報告第2号	農地使用貸借の合意解約通知について	2件
報告第3号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について	6件
報告第4号	農地法第6条に基づく報告書の確認について	2件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会4月定例会を開催します。

本日は植岡委員より欠席の連絡がありました。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

7番 山口 金丸	9番 柳田 伸一郎
----------	-----------

委員にお願いします。議案第1号から議案第6号に至る6議案、報告事項4件について審議願います。では審議に入る前に事務局より定例会の進行について説明をお願いします。

昨年度は全ての議案説明を行った後、現地報告を行っていただき、その後全ての議案の採決という流れをとっていましたが、今年度より、1議案ずつ議案説明、現地報告、採決を行っていきます。議案第1号の議案説明、現地報告、採決を行った後、議案第2号の説明、現地報告、採決という流れに変更します。

議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 1番:資料1ページをご覧ください。願出地は、八千種小学校から東約750mに位置しています。地籍図、現況写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成11年5月の航空写真により山林となっていると判断しています。地目が田のため、地区の水利費がかかっているということで、既に農業をできる状態になく非農地として証明してほしいと願出されています。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議長) 議案第1号 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(柳田委員) 1番:願出地は、八千種小学校から東約750mに位置しており現地では、草刈りがされていない状態のため、すでに山林状態になっていることを確認しました。

現地調査班では、北側・西側・東側が山であり南側も山林状態になっているため、農地に該当しないことと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第1号 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第1号 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第1号 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10:反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1件について、原案の通り証明することいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 1番：資料2ページをご覧ください。申請地は、加治谷の大歳神社の南東約150mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、今年の2月に申請・許可をした案件で、所有者の名義を[]ではなく配偶者の[]へとするため、許可の取消しと[]の名義での申請が出てきています。売買による所有権移転で、もともと、譲受人の[]はご夫婦で農業する予定です。自宅から近く、面積も小さいため経験のない[]でも取り組みやすいと思い購入に至っています。

周囲では集約した農家がおらず、現在も管理に困っている状態であり、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

2番：資料3ページをご覧ください。申請地は、福崎西中学校の南東約200mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲渡人の[]と譲受人の[]は使用貸借での権利を設定されており、更新の時期が来ていました。[]より、更新ではなく取得してほしいと[]に相談があり、[]が承諾したため、今回の申請となりました。

現在も[]が耕作されており、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

3番：資料4ページをご覧ください。申請地は、西光寺の宝性院から西約130mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。譲受人の[]は元々家庭菜園をしたいと市川町の知人の農地を借りていましたが、家の近くの申請地が売りに出ていたこともあり、売買にてまとめました。市街化区域に近接しており、まとまった農地もないため、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 議案第2号 3件について、現地調査済ですので報告願います。

(柳田委員) 1番：申請地は、加治谷の大歳神社の南東約150mに位置しており、現地では草刈りがされ、しっかり管理されていることを確認しました。

現地調査班では、特に問題なしと判断しています。

2番：申請地は、福崎西中学校の南東約200mに位置しており、現地では除草剤等が散布され、しっかり管理されていることを確認しました。

現地調査班では、特に問題なしと判断しています。

3 番：申請地は、西光寺の宝性院から西約130mに位置しており、現地では耕作及び耕運され、しっかり管理されていることを確認しました。

現地調査班では、特に問題なしと判断しています。

よろしくご審議ください。

（議 長） 議案第2号 3件について、質疑はありませんか。

<なし>

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第2号 3件について、討論はありませんか。

<なし>

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第2号 3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成10：反対0〕

（議 長） 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 3件について、原案の内容で許可することといたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可)

（事務局） 1番：資料5ページをご覧ください。申請地は、福崎北ランプの南東約110mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により太陽光発電設備に転用するものです。譲受人の■■■■■■■■■■は太陽光発電の業者であり、町内で福田や西光寺で太陽光を設置しています。地元代表の区長や水利管理者、隣接農地の所有者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

2番：資料6ページをご覧ください。申請地は、(株)新生金属の西約70mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により太陽光発電設備に転用するものです。譲受人の■■■■■■■■■■は3月の委員会でも申請がありましたが、太陽光発電業者の■■■■■■■■■■の

知り合いで全国で太陽光を設置しています。所有者の[]は、県外在住で農地の管理に困っていたため売買として話がまとまりました。

地元や隣接農地の同意もあり、資金等も充足しています。太陽光が多く設置されてきており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 議案第3号 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(柳田委員) 1番：申請地は、福崎北ランプの南東約110mに位置しています。現地では草刈りがされ、しっかり管理されていることを確認しました。事務局説明の通り、太陽光発電設備を設置する計画です。現地調査班では、特に問題なしと判断しています。

2番：申請地は、(株)新生金属の西約70mに位置しています。現地では除草剤等の散布がされており、しっかり管理されていることを確認しました。事務局説明の通り、太陽光発電設備を設置する計画です。現地調査班では、特に問題なしと判断しています。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第3号 2件について、質疑はありませんか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) どちらも地元説明会はされたんですか。

(事務局) どちらも1,000㎡を下回っておりますので、開発条例に基づく協定を結ぶ必要はありません。ただ、各戸訪問して隣接地権者や区長の同意は得ております。

(牛尾委員) 農地を転用した後、地目を雑種地などに変更すると個人間で取引が可能になり、その後誰が所有しているか分からなくなってしまうので、それを防止する方法はないんですよね。

(事務局) 始めに区長さんが同意をするときに条件を加えることは可能なんですが、審議・許可の段階で何か条件をつけるということはできません。

(牛尾委員) 私の地元で実際に起こったので。説明会をして地元のみなさんが同意の上でするのならいいんですが、1,000㎡以下でしたら町の許可さえあればできるため、歯止めが効かないと思うんです。そこで何かいい方法はないんですか。

(事務局) 今のところ、強制力を持って制限することはできません。

(牛尾委員) 地元の方に説明をして承諾をもらっている。

(事務局) 今回、申請地がありました2件とも隣接している土地の所有者と区長、水利管理者の同意はとっております。

(牛尾委員) 今後においても説明会を義務化するといった考えはないんですね。

(事務局) 国や県から規制する要件が出れば制限しますが、今のところはありません。

(事務局) 区長さんが実際どのように協定しているかは農業委員会に提出する書類ではないので、協定をされているかどうかはこちらでは分かりません。

(牛尾委員) 問題が起きてからでは遅いかなと思い質問しました。実際、西治区で所有者不明になった土地があったので。

(事務局) 所有者は基本的に登記簿で確認できます。

(牛尾委員) 分かりました。

(議長) 他に、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) 太陽光についてなんですが、福崎地区と田原地区には太陽光の業者が土地を購入に来ているけど、大貫・八千種は土地を購入に来ないのか。

(事務局) 八千種は相談がありましたが、大貫はありませんでした。
太陽光の業者が5条の申請に当たって農地種別を聞きに来るんです。
大貫は西大貫については相談がありましたが、南大貫は今のところ相談はありません。

(前田委員) 今後、太陽光の相談がありましたらよろしくお願いします。

(岡推進委員) 一応、東大貫にも太陽光の相談が来たんですけど、私の土地は日射の関係と農振農用地のため、太陽光業者は買えない。営農型太陽光にすることはできますが、太陽光パネルの下に木を植えて、柵を作ってくださいと言われてました。その土地は隣接していないが家が建っている。できれば太陽光業者に管理してほしいな、そういった話が多々あります。

(議長) 他に、質疑等はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 今回、申請のあった2件の周りは、水稻を作られているんですか。

(事務局) 2件とも水稲されていないです。まず、1番なんですが[REDACTED]が借りられている農地もあるのですが小區画です。申請地を見に行ったら、昨年稲作をされていた形跡はありませんでした。雑草が一面に生えており草刈りはされているようですが、耕うん機が通ったような形跡はありませんでした。

2番は3月に太陽光への転用で5条申請があった北側の土地です。周辺は草刈りされている田んぼもありますが、草刈りがされていない田んぼもある状態です。長らく耕作もされていない様子が見受けられました。そのため、申請地に隣接している土地では、水稲をされている様子はありませんでした。

(山口委員) 4筆とも長い間作られていないということですね。

(事務局) そうですね。この辺りは作られている形跡はありませんでした。

(山口委員) 一番懸念するのは、太陽光のパネルの下は草が伸びないだろうけど、周囲は太陽光のパネルの邪魔にならない程度までは放置します。その辺りの管理もなかなかされない。除草剤も散布されてるとの話もありますが、周辺の作物に被害を及ぼすため、全てに除草剤を散布するのはあまりよろしくはない。そのため、周辺の作物について質問いたしました。

(議長) 他に、議案第3号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第3号 2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第3号 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 2件については、原案の内容で県へ進達することといたします。

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

(委員会受理)

1 番：残存小作の解消が出てきています。所有者から解約の申出をし、耕作者と解約の話がまとまりました。

2 番：残存小作の解消が出てきています。耕作者から解約の申出があり、所有者と解約の話がまとまりました。
以上です。

(議 長) 議案第4号 2件について、質疑はありませんか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) 地図はないんですか。

(事務局) いつも地図はつけていなかったもので、今回もつけていません。

(議 長) 他に、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 残存小作について解消すると地主が耕作することになるが、■■■■におられるのに福崎まで来られるんですか。

(事務局) 草刈り等の維持管理のみに来られるかたちになります。

(山口委員) 結局、周辺に対して、今の状況であれば■■■■がそれなりに耕作されて借受人が解約するのは仕方ないけれど、地主さんが今の年齢から草刈りなどされるといってもしんどいかなと思ってしまう。反対のしようもないが、はたしてこれが正解なのかと思ひまして。

(事務局) ■■■■のお父様がもともと耕作されており、亡くなられて引き続き耕作はできないということで耕作者側から申し出があったため、所有者側で草刈り等を行っていくかたちになります。

(山口委員) 借受人申し立てですね。

(事務局) そうです。借受人から申し出ております。

(議 長) 他に、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) 4号の1番についてです。借受人の■■■■、貸出人が■■■■

であって、残存小作というのはどういう意味ですか。

(事務局) 戦前から借りている人が土地の所有者にお金を払って耕作をし続けているものになります。現在の3条申請よりも耕作者の権利が強いものになっています。

(前田委員) いわゆる、永代小作権というものです。それは書類で残ってるんですか。

(事務局) 農家台帳に記載されています。

(前田委員) 農家台帳には残存小作と記載されているんですか。

(事務局) はい、そう記載されています。

(前田委員) 残存小作を解約するということは[REDACTED]に耕作権が戻るということですか。

(事務局) 戻ります。

残存小作権を一度解消して再度貸すかもしれないし、所有権の移転を行うかもしれない。解消した後にはどうするかは、土地の所有者に委ねられます。

(議長) 議案第4号 2件について、質疑は他にありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第4号 2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第4号 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知 2件について、原案の内容で受理することといたします。

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について（改正附則第5条第1項による経過措置）（委員会決定）

（事務局） 本来なら一件ずつ説明すべきですが、本件につきましては、事前に議案書として各委員様へ送付しているため、朗読については割愛させていただきます。

議案 17 ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田 78,128.89 m²、畑 7,275 m²、樹園地 1,646 m²、55 件です。作物は、水稻、野菜、果樹などを作付予定です。

以上です。

（議長） 議案第 5 号 55 件のうち 12-14 番・41 番・42-50 番の 13 件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 山口委員、尾崎委員、尾内推進委員 退席 >

（議長） 議案第 5 号 55 件のうち 12-14 番・41 番・42-50 番の 13 件について、質疑はありませんか。

< なし >

（議長） ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第 5 号 55 件のうち 12-14 番・41 番・42-50 番の 13 件について、討論はありませんか。

< なし >

（議長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第 5 号 55 件のうち 12-14 番・41 番・42-50 番の 13 件について、賛成の方は挙手願います。

< 全員挙手 >

〔賛成 8 : 反対 0〕

（議長） 挙手全員でございますので、議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第 5 条第 1 項による経過措置）55 件のうち 12-14 番・41 番・42-50 番の 13 件について、原案の内容で決定することといたします。

< 山口委員、尾崎委員、尾内推進委員 着席 >

（議長） 議案第 5 号 55 件のうち 12-14 番・41 番・42-50 番の 13 件を除く 42 件について、

質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第5号 55件のうち12-14番・41番・42-50番の13件を除く42件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第5号 55件のうち12-14番・41番・42-50番の13件を除く42件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置) 55件のうち12-14番・41番・42-50番の13件の13件を除く42件について、原案の内容で決定することといたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(事務局) 18ページをご覧ください。この議案は農地中間管理機構から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権の移転をするものです。

この案件につきましては、以前開催されました昨年11月の総会において審議、決定をしていただいたものです。山崎地区のほ場整備事業採択に向け、農地中間管理機構へ預け入れした農地です。元々耕作者がおらず管理を所有者の方がされていました。[]は山崎地区で3町ほど借入れし耕作されています。今回の農地は[]の耕作地に隣接しており、一体的に管理するため耕作者の変更を行います。

これら農用地利用集積等促進計画案は、中間管理機構で農用地利用集積等促進計画として決定をし、兵庫県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

この議案は、自分返ししていたものを受け手への変更に対して農業委員会の意見を求めるものとなります。

以上です。

（議 長） 議案第 6 号 1 件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 6 号 1 件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 6 号 1 件について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成 1 0 : 反対 0〕

（議 長） 挙手全員でございますので、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見 1 件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

（議 長） 続きまして、報告事項です。

報告第 1 号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

（事務局） 直谷雨水幹線の工事の伴う公共工事の一時転用届出がでています。2 件とも工期の延長のためです。

報告第 2 号 農地使用貸借の合意解約通知について

（事務局） 使用貸借の合意解約通知が 2 件出たことを報告します。

報告第 3 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

（事務局） 23 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 3 件、耕作面積証明を 3 件、計 6 件を発行したことを報告します。

報告第 4 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について

(事務局) 農事組合法人 板坂宮農組合から令和6年3月19日付けで、株式会社大門宮農から令和6年3月13日付で事業状況等の報告書が提出され、それにより、それぞれ農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。
説明は以上となります。

(議長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

< 15 : 55 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・5月21日(火) 15時00分から

署 名 人	柳田 伸一郎
署 名 人	山口 金丸